

岐阜都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について

◆都市計画ごみ焼却場とは

都市計画で定められる施設を「都市施設」と呼び、その種類として、道路、公園、**ごみ焼却場**等があります。

都市計画ごみ焼却場は、廃棄物を適正に処理し、限られた資源を有効活用する循環型社会を構築する上で必要な施設として、あらかじめ「**位置**」や「**区域**」などを都市計画法に基づいて定めた施設です。

◆岐阜市におけるごみ処理について

掛洞ごみ焼却場
(岐阜市掛洞プラント)




昭和50年11月都市計画決定
昭和54年 4月供用開始
処理能力 150 t/日


岐阜市東部クリーンセンター



平成 3年 7月都市計画決定
平成10年 4月供用開始
処理能力 450 t/日



岐阜市・羽鳥郡衛生施設組合ごみ焼却場

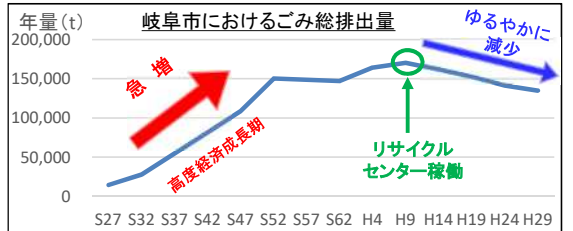


平成 3年12月都市計画決定
平成 7年 4月供用開始
処理能力 180 t/日
岐阜市 約20 t/日 (H27年度)

上位計画等における基本方針
本市では、区域内で発生する一般廃棄物を適正に処理するため、岐阜市一般廃棄物処理計画（岐阜市ごみ処理基本計画）を策定し、また、岐阜市都市計画マスタープランでは、環境への負荷が小さく快適な生活環境づくりの推進を掲げ、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

岐阜市のごみ処理

- 高度経済成長期（昭和30年代後半～40年代）
「都市の拡大」、「人口の増加」
⇒ごみ量が増大し、急増するごみ処理に対応
- 近年の動向
「ごみの排出抑制」、「再使用、再生利用の推進」
⇒排出量はゆるやかに減少傾向
安定的、継続的な処理体制の構築



◆岐阜市・羽鳥郡衛生施設組合ごみ焼却場について

- 平成3年12月 都市計画決定**
- 位置 岐阜市境川5丁目地内
 - 面積 A=約6,200㎡（処理能力60 t/日×3炉）
- 平成7年4月 供用開始**
- 対象 岐阜市南部、当時の羽鳥郡4町（笠松町、柳津町、岐南町及び川島町）
- 平成23年3月 住民との合意**
- 稼働停止期限を平成28年3月まで5年間延長
- 平成28年3月 稼働停止**
- 同年4月 廃棄物処理法第9条第3項の規定に基づき廃止届を提出

岐阜市・羽鳥郡衛生施設組合ごみ焼却場



※一級河川境川河川区域内

今後、当該地においてごみ焼却場としての利用の見込みがなくなったことから、**都市計画を廃止**する

◆都市計画変更内容

変更前		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
3	岐阜市・羽鳥郡衛生施設組合ごみ焼却場	岐阜市境川5丁目地内	約6,200 ㎡	焼却炉 60t/日×3炉 (180t/日)

廃止

◆平面図



◆都市計画変更手続きの流れ

